

肥田小学校いじめ防止基本方針

令和 7 年 9 月 1 日改定版

土岐市立肥田小学校

いじめは、子どもの心や体を深く傷つける、重大な人権の侵害行為である。すべての子どもたちが安心して生活し、共に学び合う環境を社会全体で作っていくことが求められる。

学校にあっては、子どもたちの絆づくりや居場所づくりに努めるとともに、家庭、地域社会と連携を図っていじめの未然防止と早期発見・早期対応に取り組まなくてはならない。

<1 いじめに対する基本認識>

【いじめの基本認識】

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうる

「いじめの防止等のための基本的な方針」平成 25 年 10 月 11 日 文部科学大臣決定 最終決定平成 29 年 3 月 14 日

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法第 2 条」平成 25 年法律第 71 号

いじめは決して許されないことである。しかし、「いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうる」ものであることを十分に認識し、教職員および家庭、すべての関係者が連携して未然防止と早期発見・早期対応にあたる。

○職員研修の実施

「ほほえみと感動のある学校をめざして～いじめの未然防止のために～」(三訂版)

○教育相談体制の充実

いつでも、どこでも、だれにでも相談できる体制づくり

○いじめ未然防止・対策委員会の設置（第 1 回学校運営協議会で周知）

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、教育相談コーディネーター、スクールカウンセラー、主任児童委員

<2 未然防止のために>

いじめ問題においては、まずいじめが起こらない学校や学級をつくることが重要である。そのためには、子どもや保護者、家庭、地域社会の実態をふまえて、予防的・開発的な取組を行うとともに、命や人権を大切にすることを育てるための指導計画づくりが必要である。

○教職員との信頼関係づくり

共感的・受容的な接し方により、心の安定を図り教職員に対する信頼感を高める。

○自己有用感・自己肯定感、自尊感情を高める

自発的・自治的な活動の保障により、集団における存在価値や貢献感を養う。

○授業に集中する姿勢づくり

自己決定、自己有用感、共感的人間関係のある授業、楽しく・分かる授業づくりを進める。

○生命や人権を大切にする指導

道德教育の充実を図り、人権啓発活動、情報モラル教育の充実などを計画的に進める。

<3 早期発見・早期対応のために>

日常から子どもが発する情報を見逃さず、いじめの早期発見に努める。また、定期的にいじめ等に関するアンケート調査を実施するとともに、個人面談や教育相談等を通して、子どもの悩みや保護者への不安を把握し早期対応にあたる。

○相談室・保健室経営、日記等の観察

得た情報は、当該学年主任と生徒指導主事に集約し、素早く組織的に対応（いじめ防止対策推進法第23条第1項を遵守する）

○教育相談週間、アンケートの定期的な実施

学期に2回ずつ、記名式はいじめ等に関するアンケート調査や個別の教育相談、ハートフルタイムの実施

○職員間や家庭との情報交流の日常化

些細なことでも報告・連絡・相談することの習慣化

○スクールカウンセラーによる観察

保護者や児童の相談の場として紹介、教職員との情報交流

<4 未然防止、早期発見・早期対応に関する年間計画>

「いじめは絶対に許されない」という認識を、学校教育全体を通じて、子ども一人一人に徹底、指導する。また、道德教育や情報モラル教育の確実な推進により、小中学校が連携を深め、継続的な指導と個に応じた支援を進める。また、学級経営を充実し、協同的活動での「絆づくり」、児童が安心でき、自己有用感や自己存在感、充実感を感じられる「居場所づくり」を進める。

月	取り組み内容	備考
4月	・職員研修会の実施（「方針」、前年度のいじめの実態等報告） ・始業式、1年生を迎える会、PTA総会などでの啓発：児童や保護者にいじめについての方針説明 ・肥田小学校いじめ防止基本方針のホームページへの掲載	方針の確認

	・毎週の打合せ時に「子どもの姿研」の実施	
5月	・いじめ等に関するアンケート調査と教育相談の実施（全児童） ・教育相談委員会の実施（毎月実施） ・学校運営協議会	
6月	・いじめ等に関するアンケート調査と教育相談の実施（全児童） ・情報モラル研修会の実施（教職員、高学年児童）	
7月	・「子どもの姿研」資料作成 ・学校運営協議会	第1回県いじめ調査
8月	・校内研修会（ネットいじめ・いじめ研修）の実施	夏季休業中の指導
9月	・岐阜県いじめをしないためのチェックシートの実施（全児童） ・ブロック会、学年会等で運動会への取り組みで気を付けることの確認	
10月	・校内研修会（前期のまとめ、後期のスタートに向けて）の実施	方針の確認
11月	・学校運営協議会 ・いじめ等に関するアンケート調査と教育相談の実施（全児童） ・ひびきあい週間に向けた取組（特活主任、人権主任、代議員）	
12月	・ひびきあい週間の実施 ・ちょっといい話の募集（保護者から児童へ） ・教職員の取組評価アンケート（次年度に向けて）の実施 ・学校運営協議会	冬季休業中の指導 第2回県いじめ調査
1月	・職員会で取組評価についての振り返り ・教職員による次年度の取組計画の作成 ・情報モラル研修会の実施（新生保護者、高学年児童）	方針の確認
2月	・いじめ等に関するアンケート調査と教育相談の実施（全児童） ・学校運営協議会	
3月	・教職員の取組評価アンケート（1年間の評価）の実施 ・学校だより等による次年度の取組説明 ・肥田中学校との情報交換、連携	第3回県いじめ調査（国の調査） 次年度への引継ぎ

＜5 学校、家庭、地域社会と連携した取組＞

地域をあげて子どもを守り育てるために、学校や家庭、子どもの健全育成にかかわる関係諸団体、機関等が連携し、情報交換と行動連携に努める。

○地域関係諸団体との連携

児童センターや公民館との連携、公民館活動への積極的参加、通学見守り団体（子ども110番の家・肥田シルバースターズなど）との情報交換

○委員会活動を中心とした児童の活動

代表委員会の「ほかほか言葉・行動」「ちょっといい話」の募集と紹介

<6 学校評価における留意事項>

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の2点を加味し、適正に学校の取組を評価する。

○いじめの早期発見・早期対応の取組に関すること

○いじめの再発を防止するための取組に関すること

<7 重大事態への対処>

いじめ問題の早期発見・早期対応に向けて、学校への支援を図るとともに、学校、家庭、地域社会が連携を深め、社会全体で子どもの健全育成に取り組む体制を整える。同時に「いじめ問題対策組織」を設置し、重大事態等への早期対応に活用する。申し立てがあった時には、重大事態が発生したものとして、市教育委員会に報告し調査にあたる。

「いじめ問題対策組織」は学校関係者、地域有識者から選任するようにする。

○いじめ未然防止・対策委員会を主体として対応

警察署生活安全課、土岐市こども家庭課、土岐市教育委員会、東濃子ども相談センター、土岐市教育支援センターなど

○被害児童、保護者への対応

子どもの安全確保を最優先、正確な情報提供、指導の方法と方向の明示

○事実確認調査の実施

記名式・無記名式調査、関係者への面談による情報収集

<8 その他>

- ・いじめ等に関するアンケート調査は9年間保管とする。(該当児童が中学校卒業を目安に)
また、アンケートや聴取の結果を記録したものは5年間保管とする。
- ・いじめに係る行為の解消は、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。
 - ① 止んでいる状態が相当の期間継続している。(少なくとも3か月を目安)
 - ② いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていない。(いじめを受けた児童およびその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。)

附則

令和7年9月1日 改定